

別紙 1

仕様書

1 業務名

令和 8 年度備蓄物資資機材（投光器）点検等実施業務

2 業務の目的

県が備蓄している防災備蓄物資資機材について、機能の維持状態を確認するため、必要な点検を行う。

3 業務の期間（契約期間）

契約締結日から令和 8 年 9 月 30 日（水）までの間

4 業務の内容

防災備蓄物資資機材（投光器）の点検業務

- (1) 始動試験等により、資機材の使用の可否を判断すること
併せて、劣化等による機能（安全性含む）の低下の有無を判断すること
- (2) 使用不可と判断された資機材については、修理対応の可否を判断すること
- (3) 作業日については、発注者との協議により決定するものとする。

5 実施場所

原則として、下記 6 で示す、資機材の保管場所を実施すること。

また、点検等の実施にあたって必要な旅費その他の経費は、本契約の範囲内において受託者が負担すること。

6 設置場所・機器形式等

(1) 場所

整理番号	名称	住所
①	広域防災拠点防災備蓄倉庫	松江市乃木福富町 735-186
②	浜田防災備蓄倉庫	浜田市野原町 2655
③	島根県庁本庁舎	松江市殿町 1

(2)機器形式等

種類	規格・品番	メーカー名	数量	数量	場所	取得年
				(場所別)		
充電式 LED 投光器 (前方照射型)	AF- IN120LED-II	東田商工 (株)	75 基	50 基	①	平成 26 年
				25 基	②	
充電式 LED 投光器 (全方位照射型)	Nomad 360 H -360EX	ユーヴィッ クス(株)	21 基	13 基	①	
				7 基	②	
				1 基	③	
ポータブル LED 投光器	BL50-4K	(株)ケーデ イーエス	35 基	23 基	①	
				12 基	②	

7 業務完了報告

(1)内容

- ア 4(1)で実施した点検の結果として、資機材の使用の可否等を示すこと
- イ 使用不可の資機材については修理対応の可否を示すこと
- ウ 修理対応可の資機材については、修理対応の具体的な内容を示すこと

(2)提出書類

- ア 委託業務完了報告書
- イ 上記 7(1)に記載した点検報告書 (任意様式)
- ウ 作業写真 (任意様式)

8 一般的事項

- (1) 本仕様書に明記されていない事項であっても、その性質上、当然本契約内容に含まれるものについては、受託者の負担において実施すること。
- (2) 契約履行に伴い、既設設備等に与えた損傷等(障害を含む)の損害及び第三者又は作業員に及ぼした傷害等の損害は全て受託者において補償すること。
- (3) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、速やかに防災部防災危機管理課の担当者に連絡すること。
- (4) この仕様書は、令和 8 年度備蓄物資資機材 (投光器) 点検等実施業務の大要を示すものであり、詳細な事項については、委託者と受託者とが協議して実施するものとする。

9 暴力団排除措置について

受託者は、島根県暴力団排除条例(島根県条例第 49 号)、島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成 23 年島根県告示第 454 号)の内容及び趣旨を十分理解し、業務を行うものとする。

委託業務完了報告書

令和 年 月 日

島根県知事 殿

受託者
住 所
商号又は名称
代表者職氏名

下記のとおり業務を完了しましたので、報告します。

記

- 業務名 令和8年度備蓄物資資機材（投光器）点検等実施業務
- 完了年月日 令和 年 月 日